

XV-JE 54-12-1

糸満市公共下水道台帳施設平面図（污水）



1	2
3	4

座標
真北
磁北

記 号

[illegible]

	記号	内 容
管		幹 線 管 渠
		枝 線 管 渠
		流 下 始 点
		取 付 管
渠		0号マンホール
		1号マンホール
		2号マンホール
		3号マンホール
		4号マンホール
人		特1号マンホール
		特殊000mmマンホール
		特殊マンホール
		副 管 付
孔		小口径マンホール
汚		A - 80 口径50cm 内径50cm
		A - 100 口径50cm 内径50cm
		A - 120 口径50cm 内径50cm
		A - 140 口径50cm 内径50cm
		B - 120 口径50cm 内径70cm
水		B - 140 口径50cm 内径70cm
		B - 160 口径50cm 内径70cm
		B - 180 口径50cm 内径70cm
樹		C - 160 口径70cm 内径70cm
		C - 180 口径70cm 内径70cm
		C - 200 口径70cm 内径70cm
		C - 220 口径70cm 内径70cm
		C - 240 口径70cm 内径70cm
		D 口径15cm

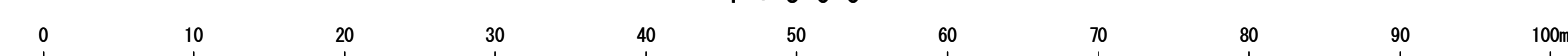
JE 54-12-1

令令平 平平平
 和和成 成成成
 二二二二
 四三八 七六三
 年年年 年年年
 十十
 三三二 一三三
 月月月 月月月
 調調調 調調調
 製製製 製製製

昭和 年測量

1. 撮 影 年 月
2. 現地調査 年 月
3. 測 図 年 月 プラニカートE3(一級及二級図化機A)(家屋は軒先表示とする但し道路構造物表示により一部転位表示)
4. 町丁界については法務局備え付けの地図を参考にして記入したものである。

1 : 5 0 0



座標系は昭和 年建設省告示第
による第Ⅳ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキ
ャー眼は0.1キロメートル間隔
高さの基準は那覇港の平均海面
等高線間隔は1メートル

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同
院所管の測量標及び測量成果を使用して調製したもの
である。（建設省告示第123号）

計画機関 糸満市建設部都市計画課
作業機関 (株)与那嶺測量設計

XV-JE 54-12-2

糸満市公共下水道台帳施設平面図（污水）

1	2
3	4

△ 12.12 国家三角点	 堅 ろ う
□ 12.123 国家水準点	 家 屋
● 多角本点および 標石を有する図根 点等	 無 壁 舎
・ 12.12 実測標高点	

[illegible]

	記 号	内 容
管	←	幹 線 管 渠
	→	枝 線 管 渠
	○	流 下 始 点
渠	—	取 付 管
	①	0号マンホール
	②	1号マンホール
人	○	2号マンホール
	③	3号マンホール
	④	4号マンホール
	⓪	特1号マンホール
	⓫	特殊500mmマンホール
孔	⓬	特殊マンホール
	⓭	小口マンホール
	⓮	A - 80 口径50mm 内径50mm A - 100 口径50mm 内径50mm A - 120 口径50mm 内径50mm A - 140 口径50mm 内径50mm B - 120 口径70mm 内径70mm B - 140 口径50mm 内径70mm B - 160 口径50mm 内径70mm B - 180 口径50mm 内径70mm C - 160 口径70mm 内径70mm C - 180 口径70mm 内径70mm C - 200 口径70mm 内径70mm C - 220 口径70mm 内径70mm C - 240 口径70mm 内径70mm D 口径15mm 内径15mm
汚	⓯	
	⓰	
水	⓱	
	⓲	
樹	⓳	
	⓴	

JE 54-12-2

令	令	平	平	平	平	平
和	和	成	成	成	成	成
		二	二	二	二	二
五	四	八	七	六	六	四
年	年	年	年	年	年	年
		十	十	十		
三	三	二	一	二	三	三
月	月	月	月	月	月	月
調	調	調	調	調	調	調
製	製	製	製	製	製	製

昭和 年測量

1. 撮 影 年 月
2. 現地調査 年 月
3. 測 図 年 月 プラニカートE3(一級及二級図化機A)(家屋は軒先表示とする但し道路構造物表示により一部転位表示)
4. 町丁界については法務局提供の地図を参考にして記入したものである。

1 : 5 0 0

 建設省の「建設省告示第1号」の規定による第四号図 投影は横メルカトル図法 図中に表示した座標値はキロメートル単位 方眼(10キロメートル間隔) 高さの基準は都府県庁の平均海面 等高線間隔は1メートル	この地図は、建設省国土院院史の承認を得て、四角網の測量値及び測量成果を使用して製図したものである。(承認番号) 昭 沖 公、第 号	計画機関 糸満市建設部都市計画課 作業機関 ㈱有 限 公 司
--	--	--

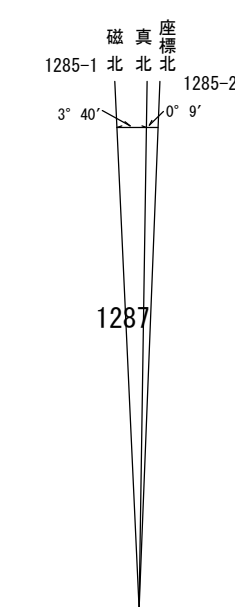
XV-JE 54-12-3

糸満市公共下水道台帳施設平面図（污水）



1	2
3	4

1279-4



記 号

[illegible]

	記号	内 容
管		幹 線 管 渠
		枝 線 管 渠
渠		流 下 始 点
		取 付 管
人		① 号マンホール
		② 号マンホール
		③ 号マンホール
		④ 号マンホール
		特 1 号マンホール
孔		特殊600mmマンホール
		副 管 付
		小口径マンホール
		A-80 □径500mm 内径500mm
		A-100 □径500mm 内径500mm
汚		A-120 □径500mm 内径500mm
		A-140 □径500mm 内径500mm
		B-120 □径500mm 内径500mm
		B-140 □径500mm 内径700mm
		B-160 □径500mm 内径700mm
水		B-180 □径500mm 内径700mm
		C-160 □径700mm 内径700mm
		C-180 □径700mm 内径700mm
		C-200 □径700mm 内径700mm
		C-220 □径700mm 内径700mm
樹		C-240 □径700mm 内径700mm
		D □径150mm 内径150mm

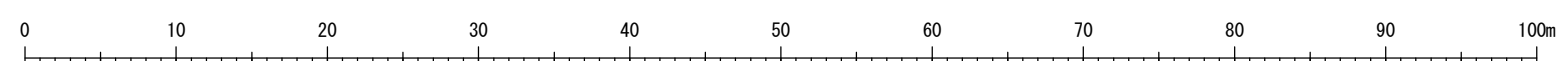
JE 54-12-3

平成二三年 三月調製
平成二六年十二月調製
令和元年十二月調製

昭和 年測量

1. 撮 影 年 月
2. 現地調査 年 月
3. 測 図 年 月
4. 町丁界については法務局備えつけの地図を参考にして記入したものである。

1 : 5 0 0



座標系は昭和 年建設省告示第 号の規定
による第Ⅳ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.1キロメートル間隔
高さの基準は那覇港の平均海面
等高線間隔は1メートル

具の規定

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製したものである。（承認番号）昭 沖 公 第 号

計画機関 糸満市建設部都市計画課
作業機関 (株)与那嶺測量設計

XV-JE 54-12-4

糸満市公共下水道台帳施設平面図（污水）

[illegible]

	記号	内 容
管		幹 線 管 渠
		枝 線 管 渠
		流 下 始 点
渠		取 付 管
		0号マンホール
		1号マンホール
		2号マンホール
人		3号マンホール
		4号マンホール
		特1マンホール
		特殊600mmマンホール
		特殊マンホール
孔		副 管 付
		小口径マンホール
汚		A-80 口径50mm 内径50mm
		A-100 口径50mm 内径50mm
		A-120 口径50mm 内径50mm
		A-140 口径50mm 内径50mm
		B-120 口径50mm 内径50mm
		B-140 口径50mm 内径70mm
		B-160 口径50mm 内径70mm
		B-180 口径50mm 内径70mm
水		C-160 口径70mm 内径70mm
		C-180 口径70mm 内径70mm
		C-200 口径70mm 内径70mm
		C-220 口径70mm 内径70mm
		C-240 口径70mm 内径70mm
		D 口径15mm 内径15mm

令	平	平	平	平	平
和	成	成	成	成	成
	三	二	二	二	二
	〇	七	六	六	四
三	年	年	年	年	年
年	十	十	十		
三	二	一	二	三	三
月	月	月	月	月	月
調	調	調	調	調	調
製	製	製	製	製	製

昭和 年測量

1. 撮 影 年 月
2. 現地調査 年 月
3. 測 図 年 月
4. 町丁界については法務局備えつけの地図を参考にして記入したものである。

1 : 5 0 0

系滿市建設部都市計畫課
(株)与那嶺測量設計

JE 54-12-4